

豊水小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法より抜粋）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめに対する基本的認識

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめを傍観したりする行為も同様に許されない」という認識を教職員が強く持ち、校長を中心とした学校総体としての児童への指導を徹底させ未然防止と早期解消に取り組む。
- 「いじめは本校でも起こりうる」という認識を持ち、児童一人一人の理解を図り、「子どもの居場所づくり推進テーブル」に示された4つの視点（人間関係・信頼関係・一致団結・連携協力）をキーワードとして、いじめの未然防止と早期解消に向けた日常的な取組を推進する。
- いじめが起きた場合は、いじめられている児童を徹底して守り通すというメッセージを教職員が言葉と態度で示す。
- いじめる側の児童には全職員が毅然とした態度で指導を行い、状況に応じては保護者の理解を得ながら個別の指導、関係機関等に報告・連絡・相談等を行う。

3 学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）

いじめ対策のために、校長、教頭、生徒指導担当（情報集約担当者）、該当担任、養護教諭等からなる組織（校内委員会）を設置する。また、いじめの程度や内容により民生児童委員や学校運営協議会委員、PTA役員等関係機関との連携を図りながら対応等について協議する（校区委員会）。

4 いじめの防止について（未然防止）

（1）いじめを起こさない学校・学級づくり

- 人権尊重の視点に立った学校づくりを進め、教科等の指導・生徒指導・学級経営等の充実を図る。
- 全ての教育活動を通じて道徳教育や特別活動の充実を図り、自主性や思いやりの心、命の大切さ、規範意識等の素地を養う。（学習規律、学び合い学習、命のプログラムユニット、ストレス対処教育）
- 日々の学校生活の中で、自尊感情、自己有用感を育て、まじめに一生懸命に努力する態度とそれを肯定的に認める心情を育てる。
- 「毎月の全校目標」「学級目標」等の実践を通して、よりよい人間関係と生活・学習習慣を築く。また児童会が中心となった児童の主体的な取組も推進していく。

（2）早期発見・早期対応

- 日頃から児童との深い信頼関係を築き、いじめの訴えや小さなサインを見逃さないようにし、必要な情報は職員間で共有する。
- 定期的なアンケートや面談だけでなく、日常の日記指導や様子観察、保護者と連絡帳等を通して、児童・保護者が相談しやすい関係づくりに努める。
- ささいな兆候であっても、いじめと疑われる遊びや悪ふざけなどの行為には、早い段階からの確に関わりを持ち、役割分担し、組織的に対応し、早期解消を心がける。

（3）保護者・地域住民・関係機関等との連携

- いじめの対応には、校内委員会に民生児童委員、PTA役員、SC等、更には必要に応じて関係機関を加えて組織的に対応する体制を作る。

- いじめ防止の取組を、学級懇談会、学校便り、ＨＰ等で積極的に情報発信し、学校・保護者・地域が一体となって進めていく。スクールボランティアとも連携し、登下校時の見守りを願う。
- ＰＴＡ役員会や学校運営協議会等を開催し、学校教育に対する理解といじめに対する認識を深めてもらい、互いに情報の共有ができる関係づくりに努める。

5 いじめに対する措置

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に話を聞き、最優先課題として解決していく。
- いじめが発生した場合は、速やかに情報集約担当者につなぎ、何よりも「被害者保護」を最優先し、必要な情報は一人で抱え込まず、校長のリーダーシップの下、教職員が一致協力し学校総体として積極的に対応する体制を整える。
- いじめの程度や内容に応じて、いじめ防止対策委員会での今後の対応等について協議する。
- 関係の護者とも情報の共有を図り、今後の指導等について話し合いをもつ。
(寄り添った対応を心がける)
- 必要に応じて、学級全体・学校全体の課題としてとらえ、再発防止に向けての取組を行う。

(対応の流れ)

- ① 情報集約担当者につなぎ、校内委員会において事実関係の把握と対応検討
- ② 全職員での情報共有
- ③ 教育委員会への報告
- ④ 被害児童・保護者への報告とケア（教育相談、個別学習等）
- ⑤ 加害児童・保護者への報告と指導
- ⑥ 再発防止のための職員研修、全児童への指導
- ⑦ 経過確認

6 重大な事態への措置

- いじめにより児童の生命や心身等に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや児童が学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、速やかに状況を把握のうえ、教育委員会に報告し校長のリーダーシップの下、いじめ防止対策委員会等で検討の上、所用の措置をとる。

(対応の流れ)

- ① 校内委員会において事実関係の把握と対応検討、全職員での情報共有
- ② 教育委員会への報告と指導助言を仰ぐ
- ③ 必要に応じ警察への相談または通報
- ④ 校区委員会において事実関係の確認と対応検討
- ⑤ いじめを受けた児童及び保護者への情報提供とケア
- ⑥ いじめを行った児童及び保護者への指導、再発防止教育
- ※ 関係機関への連絡
- ※ 子ども・保護者・地域への説明
- ※ マスコミへの対応
- ⑦ 再発防止のための職員研修、全児童への指導
- ⑧ 経過確認

7 校内研修及び取組の評価

- 人権教育や生徒指導に関する研修会（子どもを見つめる会等）を実施し、一人一人の児童理解といじめに対する教職員の共通認識を図る。
- 毎学期毎の評価において、道徳教育や人権教育等の実施状況及びいじめへの対応等について評価し改善を図るように努める。